

「滋賀県低炭素社会づくり推進計画(案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果について

平成24年(2012年)2月7日(火)から平成24年(2012年)3月7日(水)までの1ヵ月間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画(案)」について意見・情報の募集を行った結果、6名から延べ27件の意見・情報が提出されました。これらの意見に対する滋賀県の考え方を以下に示します。
なお、取りまとめに当たり、提出された意見・情報は一部要約しています。

2. 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

【提出された意見・情報の概要】

「計画全般」に関する内容	1件
「第1章 基本的事項」に関する内容	2件
「第2章 地球温暖化対策の現状および取組等」に関する内容	2件
「第3章 基本的な方針と目標」に関する内容	6件
「第4章 県域における取組」に関する内容	14件
「第6章 計画の進行管理」に関する内容	1件
「参考資料」に関する内容	1件

意見総数 27件

(内容は以下のとおり)

番号	頁	項目	意見・情報等の概要	意見・情報等に対する考え方
計画全般				
1			<p>目標に「2030年における滋賀県の温室効果ガス排出量が50%削減(1990年比)」を掲げているが、企業活動や市民生活等に多大な影響を与える可能性があることから、国の動向等を踏まえ柔軟に見直すとともに、第三次滋賀県環境総合計画にあるように、環境と共存する持続的な産業・経済の発展が可能となる制度設計をお願いしたい。</p> <p>削減義務等の規制導入にあたっては、個々の取組主体における影響を十分に考慮して慎重に検討するとともに、県民から十分なコンセンサスを得た上で実施するなど、丁寧な対応をお願いしたい。</p>	<p>本計画の目標は、御意見の第三次滋賀県環境総合計画での目標設定から、「2030年の温室効果ガスの排出量が1990年比で50%削減されている低炭素社会の実現」と設定しています。</p> <p>p21「基本的な方針」の基本方針4に「温室効果ガスの排出の抑制等と経済の持続的な成長の両立」を挙げるとともに、県の取組でも産業・経済の発展をもねらった「環境に優しい製品等の利用の広がり」を記載しています。</p> <p>また、国では、現在、3.11東日本大震災の影響も踏まえた今後のエネルギー政策や地球温暖化国内対策が検討されており、この内容によっては見直しを行わなければならない場合もあると考えています。</p> <p>なお、御意見の「削減義務等の規制の導入」については考えておりませんが、仮に導入する場合は、御意見のとおり十分なコンセンサスが不可欠と考えています。</p>

第1章 基本的事項				
2	2	第3. 計画期間	<p>計画期間が長期におよぶが、他の自治体でもこうした長期の推進計画が策定されているか。5年毎の見直しは進行管理の話であって別と推量される。</p> <p>こうした期間であれば、別途具体的なアクションプランが必要ではないか。</p>	<p>計画期間については、本計画においては国が中期目標として2020年から2030年の間で設定するよう求めていること、および県では既に第三次環境総合計画で設定している目標年次が2030年であったことから同年を計画終期として設定しています。平成20年の地球温暖化対策推進法改正以降で同計画を策定している他の自治体でも目標年次を2020年など長期に設定しています。</p> <p>2030年の目標の実現に向かつての県の取組や県民、事業者の期待される取組例を第4章に記載していますが、特に震災後の影響を踏まえ2015年までの重点取組として3つの取組を掲げています。</p>
3	2	第4. 対象とする温室効果ガス	<p>6つの温室効果ガスの滋賀県の割合はいかがか。圧倒的にCO₂の割合が多いのであれば、CO₂だけを対象とすればよいのではないか。また、他の5つのガスの対策は計画に記載しているか。</p>	<p>県域の6つの温室効果ガスの排出状況については第2章第2の2図表31に記載していますが、総排出量のうちCO₂の割合は2009年度で95%とほとんどを占めています。このCO₂以外のメタン等の5つのガスも抑制の対象とすることについては、地球温暖化対策推進法で定められています。また、5つのガスの対策としては、メタンや一酸化二窒素については第4章第2の1(1)の廃棄物の3Rの取組や第4章第2の2(1)の自動車のエコカーの普及啓発などにより、またフロン類については第4章第2の4(1)のフロン回収破壊法等の運用により対応することを記載しています。</p>
第2章 地球温暖化対策の現状および取組等				
4	3	第1. 世界や国の動向	<p>地球温暖化問題と対策の必要性が書かれているが、滋賀県での対策の必要性とは何か、も大事である。</p>	<p>地球温暖化による影響は海水面の上昇や大雨の発生頻度の増加などが世界的に生じていますが、第2章第2の1(5)において、県内においても平均気温や琵琶湖の水温の上昇が見られること、2006年から2007年にかけての冬に琵琶湖の全循環が大幅に遅れる現象が発生したこと、そして琵琶湖の生態系や農産物、私たちの日常生活への影響の懸念について記載しています。</p>
5	16	第2の2. 県域の温室効果ガスの排出状況と将来見込み	<p>現状の県域の温室効果ガス排出状況について現状で1990年比17%減とのことだが、エネルギー別使用量(全体、セクター別)の変化や温室効果ガス排出量の変化等についても本文に追加・分析し、今後の取組の強化すべきポイントを明確にした上で、今後の取組を推進することが必要ではないか。</p>	<p>温室効果ガスの総量の推移や部門(セクター)別のCO₂排出量の推移については、p17図表31,32に各6ガスやセクター別排出量の増減の傾向を含めて記載しており、併せて家庭や製造業のエネルギー原単位の推移の分析(図表33~36)を加え、その動向についても本文に記載しています。さらに、こうした分析から、家庭1世帯あたりのエネルギー使用量については、県の重点取組の「1.省エネ行動の広がり」と定着」において目指すべき指標として取り組んでいくこととしています。</p>

第3章 基本的な方針と目標			
6	21	<p>第2. 低炭素社会づくりの基本的な方針</p> <p>基本方針で記載されているとおり、低炭素社会づくりは様々な主体での取組が必要であり、中でも地域からの取組が重要と考える。その観点で地域における NPO など市民団体の取組の振興や、市民団体同士の連携についても盛り込んで欲しい。</p>	<p>御指摘のように低炭素社会づくりにおいては NPO など民間団体による取組は重要と考えています。計画案では第4章第2の1「生活」分野や、同章第3の1省エネ行動の広がりや定着において、民間団体の活動支援等について記載していますが、御意見を踏まえ、基本方針の各項目にそれぞれの考え方を追記し、第4章第2の1の記載を下記のとおり修正します。</p> <p>【修正後】</p> <p>「<基本方針1> (略)</p> <p><u>考え方：二酸化炭素などの温室効果ガスは、主に私たちの日常生活や事業活動における化石燃料の利用により生じます。よって、低炭素社会の実現のためには化石燃料に依存しない生活様式(ライフスタイル)、産業構造、都市構造等の社会経済構造に転換していく必要があるという認識を持ちながら、取り組んでいく必要があります。</u></p> <p><基本方針2> (略)</p> <p><u>考え方：化石燃料は私たちの日常生活や事業活動において利用しているものであり、低炭素社会づくりの取組は、誰もが行動できるものです。地球温暖化により生じている問題を私たち一人ひとりが自分の問題として捉え、積極的に行動していく必要があります。</u></p> <p><基本方針3> (略)</p> <p><u>考え方：低炭素社会づくりは、多岐にわたる取組が必要なため、県だけで進めることはできません。したがって、県民、事業者、NPO や自治会などの民間団体、そして国や市町など等の行政機関が、連携・協働することにより、社会の様々な分野における取組を総合的に行う必要があります。</u></p> <p><基本方針4> (略)</p> <p><u>考え方：低炭素社会づくりは、単に温室効果ガスの排出の抑制等をするだけでなく、豊かな県民生活や経済の持続的な成長を実現させることとの両立を図り、環境関連産業の発展や雇用の創出なども期待できる、持続可能な社会とする必要があります。」</u></p> <p>第4章第2の1(1)、○の2つ目 「…その内容の広報や民間団体間の交流会の開催などを行います。」</p>
7		<p>基本方針に「社会経済構造の転換」とあるが、まずはライフスタイルの転換からだと思うので、この明記があった方がよい。</p>	<p>低炭素社会づくりにおいては、生活における低炭素に向けたライフスタイルの転換は重要なことと考えています。基本方針1の社会経済構造の転換の中の一つと位置づけていますが、ご意見を踏まえ、基本方針の考え方を追記(御意見6番の再掲)するとともに、下記のとおり修正します。</p>

			<p>【修正後】 第4章第2の1(1)、○の2つ目 「…認定し、地域での取組が広がり、ライフスタイルの転換につながるようその内容の広報…」 第4章第3の1. 省エネ行動の広がり と定着、 1行目 「…を大切にし、省エネ行動をライフスタイルとして広く定着させるため…」</p>
8	22	第3. 計画の目標	<p>「2030年の温室効果ガス排出量が1990年比で50%削減されている低炭素社会」とはどのような社会か。別記載の「環境の将来の姿」と同じものか。この環境の将来の姿を滋賀の将来の姿と考えてよいのか。</p> <p>「環境の将来の姿」は、「2030年頃にもこうありたい」と願う滋賀の将来の望ましい姿について、環境の側面から表したものであり、本計画の目標である2030年における低炭素社会の実現により現れると考えています。</p> <p>一方で、社会の姿は、環境側面以外の要素も多く含まれているため、イラスト等により具体的な姿をイメージとして示すことが分かりやすく、重要であると考えられるため、御意見を踏まえ、本計画の取組の記載でも参考としている「滋賀県低炭素社会実現のための行程表」で想定している社会の姿の変化を表した図を参考資料4に追記することとします。</p>
9	23	第3. 計画の目標	<p>夏の節電のトピックスの記載があるが、冬もけっこうな取組があったと思われ、その記載や、今年の夏の電力需給については記載しないのか。</p> <p>p23のトピックスで記載している「夏の節電クールアクション2011」に引き続き、昨年12月19日から本年3月23日にかけて「冬の節電ウォームアクション2011-2012」に取り組んでいるところです。この取組については終期を迎えておらず本計画では記載しませんが、節電状況等の実績については関西広域連合と連携して、今後、広報していく予定です。</p> <p>また、今年の夏の電力需給の見込みや対応については未定であることから本計画では記載しませんが、国や電力事業者の対応方針などから、引き続き、必要な取組を実施していきます。</p>
10	23	第3. 計画の目標	<p>図表40（震災後の社会変化が低炭素社会の構築に与えると考えられる影響の概念図）においては将来の電気の排出係数や電力使用量の推移が想定されているが、①今後の国の方向性など外的な要因によって大きく左右される可能性が高いこと、②原子力発電の代替がすべて再生可能エネルギーや省エネ機器の開発・普及だけで対応できるような誤解を与える可能性があること、③化石燃料使用に係る見通しを考慮していないこと、④電力価格の将来見込みなど根拠が曖昧なまま記載することには問題が多いことから、本図を削除または想定根拠等の明示が必要である。</p> <p>図表40については、3.11東日本大震災後の電力不足や電気のCO₂排出係数の上昇などの社会の大きな変化と、そのための生活や事業活動での求められる各対応および関連性から、長期的に考えられる動きと短期的に求められる低炭素社会づくりの取組を定性的な概念として整理しているものです。</p> <p>御意見①については、外的な要因によって左右される可能性はあるものの、県としての取組の方向性を示す必要があると考えます。なお、こうした方向性として、再生可能エネルギーの導入推進など国の平成24年度予算案の内容にも合致しているものと考えています。</p> <p>御意見②については、「電気の二酸化炭素排出係数の上昇の影響を緩和」する要因として、県で採りうる施策を中心に記載しているもので、他の要因を否定するものではありません。</p> <p>御意見③については、電力需給の問題に起因して整理している図ですが、化石燃料が発電に利用される場合には「電気のCO₂排出係数の上昇」枠に、また、省エネ行動の広がりなど図中の二重枠の項目については、化石燃料の合理的</p>

			<p>な利用も含まれるものと考えています。</p> <p>御意見④については、昨年^④に成立した再生可能エネルギー特別措置法に基づく新たな固定価格買取制度による賦課金の電気料金への上乗せが決定しています。ただし、原発から火力発電へのシフトによる電力価格の上昇が決まっているわけではないことから御意見を踏まえ、両者の間の矢印は削除します。</p> <p>なお、図中の枠内「温室効果ガス排出量の推移イメージ」については、電気の使用に伴うものの図であることから、この図の表題を「<u>電気の使用に伴う温室効果ガス排出量の・・・</u>」と修正します。</p>
11	22	<p>第3章の計画の目標</p> <p>2. 東日本大震災による影響への対応の考え方の中では、節電、省エネ行動、省エネ製品の普及の必要性が述べられているが、それらに加えて太陽光発電、燃料電池、コージェネレーション等の「高効率な分散型エネルギーシステムの普及」も加えるべきと考える。</p> <p>《理由》</p> <p>再生可能エネルギーを利用した太陽光発電、電気を作り出すとともに発生する熱を利用するコージェネレーション、これらの分散型エネルギーシステムは発電による電力不足の対策だけでなく省CO₂にも貢献するシステムである。東日本大震災後の計画としてエネルギーセキュリティの観点からも、節電、省エネ行動、省エネ製品に加えて、分散型エネルギーシステムも普及させていくべきであり、このページにも分散型エネルギーの普及を追記すべきではないかと考える。</p>	<p>第3章第3の2「東日本大震災による影響への対応の考え方」では、「再生可能エネルギーの導入」、「省エネ行動の広がり」と定着、「環境に優しい省エネ製品等の利用の広がり」への重点的な取組が有効、と記載しています。</p> <p>御意見にある、分散型で省CO₂に貢献するシステムは、上記の重点的な取組のうち、再生可能エネルギーや環境に優しい省エネ製品等に概念として含まれるものと考えています。</p> <p>なお、図表40中の「省エネ製品の開発」について、こうした考え方を明確化させるため、「<u>省エネ製品等の開発</u>」と修正します。</p>
<p>第4章 県域における取組</p>			
12		<p>全般</p> <p>「低炭素社会づくり」に向けては、中長期的な視野に立って環境と経済の両立の原則のもと、エネルギー消費効率の高い機器を活用したエネルギー使用合理化の取組（＝省エネ）だけでなく、CO₂排出量の少ないエネルギーへの転換の取組（＝省CO₂）を両輪とすることが必要である。原案では取組として「省エネ」については多くの記載があるが、活動量の低減にだけに重点をおいた省エネ取組だけでは活動が硬直的になり、持続的な産業・経済の発展が阻害される可能性があること、本計画が温対法に基づく計画であることから「省CO₂」とセットとした表現に修正すべきである。</p>	<p>「省エネ」は、エネルギー利用の効率化を進めたり、無駄を減らすことを意図して記載しているものです。</p> <p>東日本大震災を踏まえた節電は、緊急的な取組ではありますが、その取組の中にも新たな気づきや工夫による「省エネ」が生まれ、そうした取組を更に広げていく必要があると考えています。</p> <p>御意見を踏まえ、こうした考え方を明記するため、下記のとおり修正します。</p> <p>また、節電の代替を他の化石燃料利用に求めた場合、かえってCO₂の排出量が増える場合も考えられることから、御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。</p>

13	全般	<p>今回の東日本大震災を踏まえた節電取組は企業の生産体制や設備運用の見直しなど経済活動や市民生活に影響を来す恐れのある緊急的な取組として実施しているものもある。これらは一般的な省エネ取組と同列に扱うべきではなく、原案では、不要な電力消費の節減など、持続可能な取組に限定すべきではないか。</p> <p>節電により化石燃料を使用し、CO₂排出量が増加する場合も想定され、節電取組は省CO₂の観点と合致したものに限定すべき。</p> <p>あわせて、p35,p39の「省エネ・節電対応器具」は「省エネ・省CO₂器具」と表現すべきではないか。</p>	<p>【修正後】 第3章第3の2. 東日本大震災による影響への対応の考え方、9行目 「…震災の教訓も踏まえ、節電の取組を二酸化炭素排出の削減にもつなげる省エネ行動の広がり定着へとつなげること…」</p> <p>同19行目 「…削減させることができました。この取組の中には、新たな気づきや工夫によるものも生まれ、このような、節電や省エネ行動を更に広げていくことが今まで以上に求められており、います。また、これらの直接的な…」 第4章第2の1(2)、○の2つ目 「○ 省エネ・省CO₂性能が優れている…」 第4章第2の3(2)、○の1つ目 「…などを取り入れる省エネ・省CO₂型住宅への改修、および住宅の新規購入時の省エネ・省CO₂型住宅の選択」 第4章第2の4(1)、○の2つ目 「○ 省エネ・省CO₂製品の製造等を…」 第4章第2の4(2) 「○ 省エネ・省CO₂性能が優れている…」 第4章第2の4(3)、○の3つ目 「○ 省エネ・省CO₂機器への更新や…」 第5章第4の1、○の3つ目 「…などの省エネ・省CO₂機器の導入を…」</p> <p>なお、p35、p39の「省エネ・節電対応器具」については既に実施している県の事業名であるため、原案のとおりとします。</p>
14	全般	<p>第4章に記載している県民や事業者の取組事例について、県民や事業者が取組を推進していくためには県の同様の率先取組はもとより、補助金制度など誘導的な制度導入や情報提供等による支援策が必要である。県のこうした取組を明記すべきではないか。</p>	<p>県の率先取組については第4章の内容に即して実施するものを第5章に記載しています。</p> <p>また、県民や事業者の取組への支援については、補助金制度以外にも連携の場の提供や取組推進に資する情報の提供なども含めて「支援」とし、各所に記載しているものです。</p>
15	24 第1. 取組の体系	<p>基本方針2や3では、様々な主体や分野における取組を総合的に行うこととされているが、第4章は取組の羅列のようになっているので、全体的にどう進めるのかがわかりにくく、もう1歩踏み込んだ記載が必要ではないか。</p>	<p>低炭素社会づくりは様々な主体がそれぞれの分野で取り組んでいくことにより進むものですが、本計画は県が主体として取り組むものを掲示しており、その他の主体に対しては働きかけや連携により全体的に進めることとしています。御意見を踏まえ、以下のとおり修正するとともに、取組の推進イメージ図を新たに掲載することとします。</p> <p>【修正後】 第4章第1. 取組の体系 「…そうした取組の促進を含めた県としての低炭素社会づくりの取組の方向性を掲げます。 また、なお、第3章の基本方針で述べたように、低炭素社会づくりは、県民や事業者の皆さんなど全ての者の積極的な参画が必要です。こうしたことから、県民や事業者の取組例を併せて掲げ、啓発や民間団体への支援などによる働きかけにより、進めることとします。また、国際動向も踏まえた国による低炭素社会づくりに向けた計画策定や施策の実施、そして、市町に</p>

			<p>よる地域の实情に応じた取組も重要です。更に<u>関西広域連合による広域での効果的な取組も必要</u>です。そのため、<u>行程表も参考とした取組がそれぞれの機関において展開されるよう、各機関との情報交換や取組の連携を図ります。</u></p> <p><u>これらの取組により、本計画の目標の実現を目指すものです。</u></p> <p><u>また、2011年(平成23年)3月に発生した・・・</u></p>
16	24	第1. 取組の体系	<p>第1. 取組の体系に、「県および県内市町の各種検討委員会、懇話会等との連携」を入れてはどうか。</p> <p>御意見の行政の各種検討委員会、懇話会等については、県や市町において各担当部局が事務局として運営などの業務を進めています。</p> <p>県については第6章に「滋賀県低炭素社会づくり推進本部」による庁内各課との連携について、市町については情報交換や取組の連携について第4章中の各所に、それぞれ記載しており、これらに含まれることから、原案のとおりとします。</p>
17	26	第2の1.「生活」分野	<p>省エネ・省CO₂の取組は個々の取組によるCO₂削減効果の例示など、各主体が取組を進めていく上でCO₂排出量の見える化を進めていくことが重要である。県民に分かりやすい計画とするためにも、具体的な事例・CO₂削減量を例示してはどうか。</p> <p>低炭素社会づくりの取組とその効果をわかりやすく示していくことは重要と考えています。そうした啓発資材を別途作成しているところであり、本計画と併せて啓発資材として活用していくこととしています。</p>
18	26	第2の1.「生活」分野	<p>「生活」分野に環境学習の推進が盛り込まれているが、今後の低炭素社会づくりにおいて、環境学習は県民の意識改革の根幹となるものと思われる。教育面からも取り上げる形の記載があっても良いのではないか。</p> <p>環境を学ぶことに関して「環境教育」と「環境学習」という言葉が使われる場合がありますが、滋賀県環境学習推進計画(第2次)では、自主的な取組をわかりやすく表す言葉として「環境学習」を用いています。教育面からの記載については、滋賀県環境学習推進計画(第2次)の中にも学校等における環境学習の取組方向について記載していることから、御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p>【修正後】 第2の1. (1)、○の5つ目 「・・・環境配慮行動の実践につながるよう、<u>県民、NPO・地域団体等、学校等、事業者、市町での環境学習の取組を支援します。</u>」</p>
19	27	第2の2.「交通・運輸」分野	<p>「交通・運輸」分野における「鉄道の利活用にかかる提案」として、(1)現在県で策定している「びわこ文化公園都市将来ビジョン検討委員会」で指摘されている県立図書館・近代美術館、滋賀医大、龍谷大学、立命館大学への公共交通機関アクセスが不足している点 (2)草津市が策定している旧草津川河川敷の交通利用 (3)滋賀交通ビジョンをあわせて、京阪鉄道の石坂線を石山付近から旧サンヨー工場跡、瀬田丘陵を抜けて龍谷大学、文化ゾーン、立命館大学を通り旧草津川河川敷を利用し JR 草津駅まで延伸し、県南部</p> <p>「交通・運輸」分野については、環境に優しい交通体系づくりをはじめ、交通をめぐる諸課題に対応した将来の目指すべき交通の姿を展望する「滋賀交通ビジョン」を平成23～24年度の2年間をかけて策定中です。</p> <p>御意見の県南部地域における交通課題については、この滋賀交通ビジョンの策定を通じて、また、より具体的には、既に「県の取組」として記載している「滋賀県新交通システム検討協議会における調査検討」を通じて、対応の方向性を検討していくこととしていることから、原案のとおりとします。</p>

			<p>の交通改革による低炭素化を図る、といった具体的な提案をしてはどうか。</p> <p>鉄道利用については、国の都市の低炭素化の促進に関する法律案に於いて、鉄道利便増進事業等の活用により、該当市との連携を県が中心となり行ってはどうか。</p> <p>いわゆる横串を具体性を持って行うこと、明確なビジョンなど目玉となるターゲットが示されなければ、県民から遠い計画となってしまう、計画のための計画作りとなってしまうのではないか。</p>	
20	27	第2の2.「交通・運輸」分野	<p>琵琶湖を有する県の特色である取組として、県下各方面で研究がなされている湖内を運行する船舶の低炭素化についても、記載してはどうか。</p>	<p>電気推進船など船舶の低炭素社会づくりの取組も有効な取組の一つですが、研究・開発レベルの取組であり、御意見は今後の取組の参考とします。</p>
21	28	第2の3.「まちと建物」分野	<p>建築物・設備等の新設・更新時には、CO₂排出量の定量評価を行い、最適なエネルギー機器システムを選択していくことが重要であることから、取組例に以下のとおり追記してはどうか。</p> <p>p28(2) 県民に期待される取組例</p> <p>○ 住宅・設備等の新設・更新時には、CO₂排出量の定量評価を行い、省CO₂にも配慮した製品等の選択、利用</p> <p>p28,30(3) 事業者期待される取組例</p> <p>○ 建物・設備等の新設・更新時には、CO₂排出量の定量評価を行い、最適なエネルギー機器システム選択などを追求</p>	<p>御意見の趣旨は、第4省第2中、1「生活」分野の(2)の1つ目の○「使用エネルギーの把握」および2つ目の○「省エネ性能の優れた機器の購入、使用」ならびに3「まちと建物」分野の(2)の1つ目の○「改修、購入時の省エネ型住宅の選択」に含まれていると考えており、原案のとおりとします。</p> <p>なお、「省エネ型住宅」は、「省エネ・省CO₂型住宅」に修正（御意見13番の再掲）します。</p>
22	29	第2の4.「産業活動」分野	<p>環境保全型農業直接支払交付金の条件で、水稲栽培で畦畔の機械除草、溝きりによる中干しは、エンジンを利用してCO₂を排出するため、低炭素社会づくり推進に反すると思う。</p>	<p>本県の農業分野で排出される温室効果ガスのうち、水田から発生するメタンが4割あまりを占めていますが、中干しにより、メタンの排出は大幅に抑制されます。したがって、「畦畔の機械除草および溝きりによる長期中干し」を実施することで、燃料使用によるCO₂排出量を考慮してもなお、水稲栽培における温室効果ガスの発生量を全体として減らすことができると考えています。</p>
23	31	第2の5.「再生可能エネルギー」分野	<p>(2) 県民に期待される取組例の2番目の取組</p> <p>○ ヒートポンプや燃料電池の設置などの、低炭素化に貢献する新たな技術によるエネルギーの利用</p> <p>(3) 事業者期待される取組例の3番目の取組</p> <p>○ ヒートポンプや燃料電池、スマートグリッド技術などの新たなエネルギー技術の研究や普及、導入の取組は、それぞれ P26～P27の「生活」分野(2) 県民に期待され</p>	<p>第4章における取組分野の構成や個々の取組内容の記載箇所については、平成23年1月に作成した「滋賀県低炭素社会実現のための行程表」を参考としています。</p> <p>御意見のヒートポンプや燃料電池、スマートグリッド技術については、再生可能エネルギーの普及やエネルギー効率の飛躍的向上等に役立つ新しい技術として、「再生可能エネルギー」分野に記載しているものであり、原案のとおりとします。</p>

			<p>る取組例、(3)事業者に期待される取組例に記載すべきと考える。</p> <p>《理由》</p> <p>ヒートポンプ、燃料電池は利用の際に、一次エネルギー投入が必須であり、太陽光、風力など一次エネルギー投入を必要としない再生可能エネルギーとは性格が異なる。これらは再生可能エネルギーとして扱うのではなく、省 CO₂ に資する高効率システムとして P26～P27 の「生活」分野に記載するほうが適切と考える。</p>	
24	35	第3.の2再生可能エネルギーの導入	<p>再生可能エネルギーは CO₂ の排出が少なく、分散・自立型のエネルギー源であるが、p34 等にある記載のようにいかなる災害にも強い特徴を有するエネルギー源として取り扱うことは、県民に対してミスマッチするのではないか。被災に対しては分散型エネルギー源が優位となる場合もあるが、需要地における被災では大規模集中型のエネルギー源が優位となる場合もあるので、この点に留意した記載とされたい。</p> <p>また、p34 のトピックス表には今後大きな導入ポテンシャルを有する可能性のある空気熱や地中熱についても記載すべきではないか。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入は分散・自立型の特徴から、「災害に強い地域づくりの特徴も有する」と記載しているものであり、国においても平成 24 年度予算案において「災害にも強く低炭素な再生可能エネルギー」として推進していくことが示されているところです。</p> <p>エネルギーについては、従来の大規模集中型・遠隔型の発電や地産地消型である太陽光等の再生可能エネルギーなど様々なエネルギー種をベストミックスさせることが大切であると考えています。</p> <p>また、p34 のトピックス表について、御意見の空気熱や地中熱は環境中に広く存在するエネルギーであるという特性から平成 22 年度に実施した調査の対象としていないため、記載していないものです。</p>
25	35	第3.の3.環境に優しい省エネ製品等の広がり	<p>環境に優しい省エネ製品の広がり、今後の環境と経済の両立が図られた社会を目指す方法の重要なことの一つであるが、計画本文でそうした意義を記載したほうが良いのではないか。</p>	<p>第2章の「低炭素社会づくりの意義」では、対策コストの投資自体が経済発展につながることを記述していますが、そのことは省エネ製品の広がりも同様と考えています。御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正後】</p> <p>第4章第3「3.環境に優しい省エネ製品等の広がり」1行目</p> <p>「省エネ行動の社会的な広がりを支えるとともに、<u>温室効果ガスの排出抑制と経済の持続的な発展との両立を図るため、省エネ製品等の…</u>」</p>
第6章 計画の進行管理				
26	41	第1.推進体制	<p>推進体制として、環境審議会や県の本部会議とは別に県民会議のようなものが大事と思う。「低炭素社会づくり県民会議」が必要と書けないか。</p>	<p>低炭素社会づくりの取組の実践が県内に広がり、定着していくことが大事なことと考えています。</p> <p>このため、滋賀県地球温暖化防止推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携した県内各地での出前講座や省エネ診断フェアなどの実施による取組の普及・啓発を進めていきます。さらに、民間団体による自主的な取組が育ち広がるよう、その計画の認定や内容の広報、民間団体間の交流会の開催などをおし、全県的な取組の実践につなげていきたいと考えています。</p>

参考資料			
27	43	1. 用語解説	<p>再生可能エネルギーの解説には、具体的な規定として「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」を引用されているが、「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」での規定を引用すべきと考える。</p> <p>《理由》</p> <p>「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」と、「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」では、再生可能エネルギーの規定の内容が異なる。前者の法律はエネルギー供給事業者を対象としたものであり、当推進計画においては、滋賀県の条例を引用することが適切と考える。</p> <p>御意見を踏まえ、次のとおりに修正します。</p> <p>【修正後】</p> <p>用語解説：再生可能エネルギー</p> <p>「石油や石炭などの化石燃料の燃焼等により得られるエネルギーとは異なり、太陽光のように絶えず補充され枯渇の心配がなく、CO₂ の排出も少ないエネルギー。『<u>低炭素社会づくり推進条例</u>』では、①太陽光、②風力、③水力、④地熱、⑤太陽熱、⑥バイオマス、⑦その他（⑦については平成24年3月時点では定めていない）としている。また、再生可能エネルギーの普及や、エネルギー効率の飛躍的向上等に役立つ新しい技術として、スマートグリッド技術やヒートポンプ、燃料電池などがある。」</p>